

明治インフレーションと地租米納論

岡 田 俊 平

一

明治十年九月西南戦役終結の後数ヶ月経た頃には、物価騰貴の現象が漸く顕著になってきた。それが通貨量の過剰によるのか、あるいは国際収支の不均衡による正貨流出に起因するのかわかるといふ点に関して見解の相違があり、したがって、物価騰貴を抑制するには国内均衡と国際均衡のいずれを選択すべきかの問題について論議の対立が生じた。

明治九年八月国立銀行条例改正の際に、政府はその銀行券発行を嚴重な正貨準備制度に限定することは、銀行券流通の障碍となるとして通貨兌換制に変更し、それによって「民間ノ融通ヲ開キ物産蓄殖ノ資本ヲ輔ケシメ」ようとした。⁽¹⁾ この国立銀行条例改正の結果、明治九年六月末日に僅か六二、四五六円に過ぎなかつた銀行券発行高は、明治十年十二月末日には一三、三五二、七五一円に、さらに十一年十二月末日には二六、二七九、〇〇六円にまで増加した。これによって政府が国立銀行条例改正の理由としてあげた銀行券の流通拡大、金融の疎通と

明治インフレーションと地租米納論

品名	年次	明治9年	同10年	同11年	同12年	同13年
		円	円	円	円	円
玄米中1石		5.126	5.336	6.385	7.955	10.571
大麦	〃	1.701	1.761	2.622	3.717	4.467
小麦	〃	4.059	3.297	3.897	4.850	6.780
大豆	〃	4.581	4.792	5.110	5.697	6.610
小豆	〃	5.537	6.349	4.651	4.000	6.154

(「貨幣制度調査会報告」228—9頁)

いう目的は達成されたように見える。しかし、この国立銀行券発行増加額には、西南戦役の軍事費支弁のために明治十年五月以降第十五国立銀行から政府に貸上げられたものが含まれている。その貸上金は明治十年末には九、四八六、〇〇〇円であるが十一年末には一、五〇〇万円となっている。⁽²⁾したがって、銀行券流通額は急増したが、そのすべてが政府の目指したように物産増殖の効果を生み出す部門に投資されたものとはいえないのであった。さらに西南戦役臨時費として政府紙幣二、七〇〇万円が発行され、明治九年末の政府紙幣流通額は九、三三二万円余であったのが、十年末には九、三八三万円余、十一年末には一一、九八〇万円余に増加していた。⁽³⁾この期間に米・麦・豆等の主要消費財の価格は上表の如く騰貴している。

米の作柄は明治八、九年と豊作であり米価下落の傾向を現わしていたが、政府の米価調節策によって農民の困窮を防禦することに努力が払われていた。十一年は収穫高二、五〇〇万石という凶作で米価騰貴の兆候を示した。しかるに、十二年には三、二〇〇万石の豊作となったにもかかわらず米価は続騰した。⁽⁴⁾

このような米価の動向、一般物価上昇の原因を探究するに当って、上述した財政赤字補填のための政府紙幣の増発と銀行貸出条件緩和による銀行券急増の現象をとらえ、インフレーションの原因は専ら不換紙幣の増発にあるとして、従来の殖産興業資金供給政策を批判し、速かに流通紙幣量の縮減を実行すべきであると主張する意見が充ぶってきた。例えば不換紙幣インフレの弊害を強調し、明治十四年以降大蔵卿とし

て果敢なデフレ政策を断行した松方正義はその報告書「紙幣整理始末」において、紙幣増発の結果、

「紙幣価格ノ下落トナリ、正貨ノ輸出トナリ、貿易上輸入ノ超過トナリ、物価及金利ノ騰貴トナリ、公債証書ノ下落トナリシコト、又更ニ怪ムニ足ラサルヲ知ルヘキナリ」⁽⁵⁾と述べている。

国立銀行券の発行が正貨兌換制から通貨兌換制に変更され、政府紙幣が発行準備に組入れられることになった時に、アラン・シャンドは不換紙幣の増加より生ずる弊害を詳説して、国立銀行条例の改正に反対した。すなわち、

「目下日本ノ通用紙幣ハ其数多キニ過キ其価随テ下落シタルハ政府ノ明知スル所ナリ、而シテ今又ターノ処置ノ（筆者注、国立銀行条例改正のこと）其結果ハ必ス通貨ヲ過分ニシ其下落ヲ増スヘキモノヲ施行スルハ豈驚愕スヘキナラスヤ、顧フニ紙幣ヲ増加スルハ工業ヲ勧誘シ物産ヲ増殖スヘシト考定シタルナルヘシ」⁽⁶⁾と、政府に殖産興業資金供給の意図のある点を認めてはいるが、彼はこの政策に対して、単純な貨幣数量説にしなうたが、

「貨幣ナルモノハ其高ヲ増加スレハ其価格即チ下落スト云フコトハ吾人カ記銘シテ須臾モ忘ルヘカラサルモノナリ」⁽⁷⁾

という原理にもとづいて、新たに増加する通貨は需要を増加せしめ物価を騰貴せしめるものであると非難する。したがって、

「銀行カ此ノ新造ノ通貨ヲ貸シ出ス間ハ物価ハ騰昂シ産出ハ増加スルヲ以テ一時繁栄ノ外貌ヲ現出スト雖モ」⁽⁸⁾

その繁栄は外観のみのことであって、物価騰貴、射利取引のみの隆盛、実質的な需要の縮少、輸出の後退等の弊害が発生することを説き、政府紙幣の発行を止めて、イギリス・フランス・ドイツ等の先例にならい単一発券銀行による兌換銀行券発行制度の実施に努めるべきであるという意見を開示している。

この批判に対して、当時紙幣頭であった得能良介は、大政奉還直後の内政混乱期に止むを得ず政府紙幣が発行されたことがあるとはいえ、その他は

「巨大ノ公益ヲ興ス国是ノ資本ニシテ敢テ浪費ト同視ス可キモノニ非ルナリ」⁴⁹

と反駁し、また政府紙幣に対しては準備金制度が設けられており、政府紙幣は不換紙幣であると呼ばれているが、もし正貨兌換を強行しなければならないとするならば、その兌換は必ずしも不可能ではない。しかし、当面の急務は、

「民間ノ金銀流通ノ道ヲ開キ、茲ニ其貸借ノ便ヲ与へ、物産ノ繁殖ヲ計ルモノニアリ」⁴⁰
と抗弁しているのである。

このような殖産興業資金の供給を目標とする通貨政策を行ない、金融制度の育成を進めてきた維新政府は、経済成長を促進するに必要な通貨の供給を縮小することに強い抵抗を感じていたといえよう。

明治十年以後、物価騰貴、洋銀相場騰貴の傾向が顕著になったことの原因は、紙幣流通量が急増したことにあるという主張が強まってきた。これに対して政府は、その原因は紙幣発行の過剰にあるのではなく、連年の国際収支の赤字による正貨流出であるという見解を固執していた。したがって、その対策として洋銀相場調整に重点をおき、また産業振興資金の供給を重視する立場を捨てなかった。しかし、政府は世論を無視することができ

ず、明治十一年八月に「公債及紙幣償還概算書」を調製し、さらに翌十二年六月には、この概算書を修正して「国債紙幣銷還方法」を発表した。

この「国債紙幣銷還方法」の実施に必要な条件を説明するものが、同年六月二十七日付の大蔵卿大隈重信による「財政四件ヲ挙行セシムコトヲ請フノ議」である。この建議は断然挙行すべき財政政策として四件をあげているが、その第三に「紙幣支消ノ額ヲ増シテ之ヲ裁断ニ付スル事」をあげている。⁴³したがって、政府においても紙幣発行額消却の意図があることは表明されているのである。しかし、これをもって政府が紙幣の過剰発行を非難する主張を容認したものは必ずしもいえないのである。すなわち、単に紙幣の増発をもって洋銀騰貴の原因とし、物価の昂貴も専らこれに原因するという批判は「妄想虚声」「吠空ノ虚声」にすぎない。紙幣発行量の増加は地租の金納化、貨幣経済の発展の結果であるにもかかわらず、たまたま正貨流出、洋銀相場騰貴の傾向が著しい時期に際会したために、世人はそれらが紙幣増発によるものと誤認しているのであると、大隈重信は反駁している。明治十二、三年の政府の通貨政策を見ても、政府保有の銀貨放出、洋銀取引所の設置あるいは横浜正金銀行の設立等、洋銀相場調整を対象とするものに重点がおかれていることが知られる。

このようにインフレーションの原因を貨幣面からのみ見る論議の他に、政府が政策目標としてきた生産資金供給が十分に生産力効果を生み出すものであったか否かを検討すべきであるとする意見もあったことを見逃してはならない。たとえば、明治十二年七月五日の大蔵省大書記官河瀬秀治による「財政之儀ニ付建言」に、

「紙幣ノ増発ハ決シテ洋銀ノ騰貴ヲ起サストイヘトモ、只其用途宜シキヲ得サリシカ為メ輸入ノ増進ニハ一因ト成リタルモノトス」⁴⁴

と述べているように、政府の通貨政策に対して反省が加えられているのである。また明治十四年九月に松方正義は、従来とられてきた政府の通貨供給政策について、

「物産興隆ノ事ニ於テハ紙幣ヲ便用シテ費本ヲ流通スルノ道アルヲ弁セス」⁽⁹⁾

と述べ、さらに、明治二十年五月に大蔵省の省務参照のために印刷された「貨政考要」でも、政府の紙幣発行政策は、「資本ト紙幣トヲ同視シ、紙幣増加スレハ資本亦タ増加スヘシト妄想」⁽¹⁰⁾したことによって行なわれたものであると批判している。

- (1) 大蔵卿大隈重信による明治九年六月二十六日の「国立銀行条例改正ノ議ニ付」稟議、「明治財政史」第十三卷、一三三頁)

- (2) 「第十五国立銀行半季實際考課状」(「日本金融史資料、明治大正編」第三卷、附録三四五頁、三五六頁)

- (3) 「紙幣整理始末」(「明治前期財政経済史料集成」第十一卷ノ一、一九九頁)

- (4) 大蔵省理財局編、「明治年間米価調節沿革史」五八一―九頁、九四―五頁)

- (5) 「紙幣整理始末」(「明治前期財政経済史料集成」第十一卷ノ一、二〇四頁)

- (6) 「明治財政史」第十三卷、一一九頁

- (7) 同右、一三二頁

- (8) 同右、一三〇頁

- (9) 同右、一四五頁

- (10) 「大隈文書」A一五(早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、三四四―八頁)

- (12) 同右、九八〇(前掲書、第二卷、一二六頁)

- (13) 「財政議」(「史料集成」第一卷、四三六頁)
(14) 「貨政考要」中編、一四四頁

一一

明治十年代のインフレーションの原因およびその対策について、さきに述べたような論議が盛んに行なわれている間にあって、明治政府は財政困難がいよいよその深刻度を加えたため、通貨政策以外の方法によって歳入増加をはかるとともに、物価騰貴をも抑制することのできる方策を探索していたのである。

明治十三年八月十六日「大臣・参議を召して地租米納論の可否を論ぜしめたまふ」⁽¹⁾と「明治天皇紀」に記述されているが、この地租米納論がインフレ対策としてきわめて特異な着想である点に関心をひかれるものがあると思う。単に通貨供給量の減縮によって物価騰貴を抑制しようとするものではなく、地租米納制を通じて政府の米価調整機能を拡充し、諸物価安定の基礎を確保しようとする構想である。しかも、その主張の根拠はかつて地租改正が論ぜられた時と同じように納税の公平性にあり、その公平性の観念が情勢の推移によって大きく変化するものであったことは注目すべき点である。地租米納論を唱える者は参議大木喬任・黒田清隆であり、右大臣岩倉具視もまた意見を同じくするものであった。しかし、この意見は採用されるに至らず、大隈重信・伊藤博文に命じて新に財政政策を調査せしめることになった。その結果財政緊縮政策として「財政更革ノ議」⁽²⁾が提案されたのである。

地租米納論を主張するものとして、まず右大臣岩倉具視が同年八月閣議に附した「財政ニ関スル要件」を見る

明治インフレーションと地租米納論

と次のような方策の実施を提議している。すなわち、

第一「地租法に修正ヲ加ヘ以テ農工商ノ平均ヲ保タシメントシ」

第二「海外ノ直貿易ヲ興シ以テ其利ヲ収ムルコトヲ励サントシ」

第三「各地方ノ起業ヲ保護スルコトヲ勉メシメントス」⁽³⁾

の三件である。これら三件の実施を提議する理由を次のように説いている。すなわち、国際的に強食弱肉の情勢にあり、その勝敗は貿易の盛衰によつて決定される状態である。したがつて、貿易において勝算を占めなければならぬにもかかわらず、わが国は常に貿易上の利を取ることがなく、国家の命脈を維持することも困難な状態に陥つた。このような結果をまねくに至つた原因は、工商の道を賤業視する慣習にある。したがつて、「政府ハ断然ト此慣習ヲ打破シ、工商ノ業ヲ重シシ貿易ノ不利ヲ挽回スル策ヲ決行」⁽⁴⁾しなければならぬと、きわめて強い重商主義思想を表明しているのである。

この目標を達成するために、さきあげた三件の方策を提議したのであるが、その第一の地租法に修正を加える案は、「田畑ノ地租其ノ十分ノ二半ハ現穀ヲ以テ貢納セシムヘキ事」である。岩倉は米価騰貴ひいては物価騰貴、さらに貿易収支不均衡をもたらしたのは主に地租を金納制にしたことに溯源すると主張する。そして、物価騰貴の原因は不換紙幣増発にあるという意見に対しては、その影響は免れないとしても、これを全面的に承認することはできないと反論する。すなわち、

「紙幣増発ノ一点ニ帰スルハ未タ大計ヲ詳カニセサルノ偏見ニ流ルルモノニ非ラサルカ、今ヤ幾分ノ米納ヲ回復スルニ非レハ決シテ財政ノ大困難ヲ匡済スルコト能ハサルナリ」⁽⁵⁾

と、財政・經濟の困難を打開するには、地租の一部分を米納制にしなければならぬことを強調するのである。

地租の四分の一を米納にすることを提唱する論拠を岩倉は次のように説明している。全国の人口三、四八〇万余に対して平年米作約三、二〇〇万石である。地租金納制が実施されて以来、農家に余裕を生じ漸次稗粟甘薯等の代りに米を常食とする風習に移ったため、士商工及び雜業者の食料に供すべき米の欠乏を告げ米を輸入する状態になり、米価は愈々沸騰するに至った。これに対して、

「田畑ノ地租総額ハ三千七百万円ナリ、之ヲ改正以前ノ租米一千一百五拾万石ニ対シ、全国ノ米価平均一石八円ヲ以テ之ヲ算ストキハ、其金額九千二百万円ナリ、此内三千七百万円ヲ政府ニ貢納シ、其余五千五百万円ハ農民ノ利益ニシテ毎年其富ヲ増殖スルノ計算ニ当レリ」⁶⁾

したがって地租の一部を現米をもって納付せしめ、その米穀をもって政府において米価調整・物価抑制政策を行なう手段とすべきである。

すでに、明治十年に、米価下落の場合には農民の納税負担を軽減するために、地租の半額は、代米納を認める制度が実施されている。したがって、米価騰貴の場合にも地租の四分の一を米納とする制度を実施しても何等不合理な点はないはずである。この米納制の実施によって政府の管理に移される現米二一七万石の内、運輸不便その他の理由によってそれぞれの地方において時価をもって売却しなければならないもの六、七〇万石と見積つても、一五〇万石は東京・大阪等の都市に貯蔵し得る。これを米価調節の手段にして糶売を行なえば、米価は自ら下落に赴くであろう。

この方法によって政府の貯蔵米を増加し、将来余剰分を輸出することができるようになれば、正貨を吸収する

ことも可能である。また米価が一石六円五〇銭まで下落したとしても、地租改正の全国平均米価凡そ四円三十二銭に比較して尚一石二円の差があり、それだけ歳入増加をもたらす紙幣償還の原資に充てることができると、地租米納制の利点を説明している。

岩倉具視の地租米納論と同じく、地租の四分の一を米納とすることが財政困難を速かに救治する唯一の方法であると主張する「財政意見書」が「大隈文書」の中に保存されている。その筆者は不明であり、また執筆の年月日も記されていない。ただ洋銀対策としての政府による銀貨売出額が四五〇万円を起えたこと、明治十二年度の銀貨海外流出高が九〇〇万円余であること、さらに米価が十円以上になったこと等に関する記述がある点より、この意見書は明治十三年中期以降のものだと推定することができよう。

地租の一部を米納にすべきであると主張する理由については、岩倉の意見に比べて一層強く農家に偏重する利益を排除している点が注目される。この「財政意見書」の筆者は財政困難が殆んど窮極に陥った原因について、「其因由固ヨリ一ニシテ止マラスト雖トモ、其根源ヲ究ムルトキハ全ク輸出入ノ不権衡ヨリ生スル所ニシテ、此不権衡ニ由ッテ種々ノ患害ヲ起セシナリ」

という見解に立って、貿易収支不均衡が正貨の流出を招き、それに加えて為替投機が発生したことによって、洋銀相場が暴騰するに至ったのであり、紙幣は国内の資金需要に応じて発行されており、紙幣増発が洋銀相場騰貴の原因となっているのではないという主張をしている。したがって、輸入超過の根源を確認し、それを救治する方策を講ずべきであると提議しているのである。

「財政意見書」は輸入超過の根因は、地租米納にあると説いている。すなわち、

「地租改正石代上納ノ制行ハレ農民暴富ノ幸ヲ得テヨリ……農民ノ富一步進メハ輸入品モ亦一步ヲ進ムルハ自然ノ勢ナリ、加フルニ地租改正ニ由テ租税ヲ減シタルハ目今ノ米価ヲ以テ之ヲ算スレハ凡ソ旧額ノ十分一二当ルヘク、其金納タルヲ以テ收穫ノ米穀は農民ノ手ニ止マリ、自ラ売買ノ權ヲ掌握スルヲ以テ米価ノ昂貴ヲ醸成スル一大原因トナリ、随テ諸色ノ高価ヲ促シ今日ノ影響ヲ見ルナリ」⁹⁰

地租改正に當つての金納税額は、米価平均凡そ四円弍拾五錢をもつて算出されているのに対し、米価八円五拾錢に上昇した場合、農民は地税の半額を免除されたことになる。さらに米価が拾円以上に騰貴した結果、農民は「望外ノ僥倖」を得ている。したがって、

「米納ノ幾分ヲ復スルハ農民過当ノ恩恵ヲ適宜ニ限制シ、以テ輸入ノ増進ヲ防キ、諸色ノ騰貴ヲ抑へ、危急ノ財政ヲ挽回セント欲スル所以ナリ」⁹¹

と、地租の四分の一を米穀によって納付せしめる制度が、歳入を増加するとともに、農業者が大幅に租税負担を軽減されている点を是正し、課税の公平性を実現することができるのみならず、米価調節の權を政府の手に掌握し、物価安定の基礎的条件を形成することもできると説いているのである。

次いで、この地租米納論者は農民の一部のみが恩恵を受け、土商工が困難を蒙る税法の不備を是正するために、地租の幾分を米納制に变革して米価調整の権限を政府が保有する場合、米価が低下することは必然である。しかし、それが決して農民に多大の犠牲を強いるものではないとして、次のように弁明している。すなわち

「目下一石拾円ノ米価ハ七円ニ低落スルヤ必セリ、然ルトキハ農民ハ三割ノ取得ヲ減スルカ如シト雖トモ、米価ノ下ルニ随ヒ諸色ノ価モ亦低落スルヲ以テ消費スル所ノ財自カラ減シ、其受クル所ノ実益ニ格別ノ差異ナキ

明治インフレーションと地租米納論

ハ已ニ前ニ陳スルカ如ク、加フルニ拾円ノ米価七円ニ下ルモ地租改正ノ恩恵ニ比スレハ尙百分ノ二分五厘ヲ百分ノ一分五厘ニ減シタルト同シ、即チ年々凡ソ千六百万円ヲ全国ノ農民ニ配賦スルノ理由ナリ」⁶⁰

と、地租の四分の三が金納として残されることによって、農民の租税負担が過重になるものではないと説いている。また地租米納に反対して農民騒擾の生起することを危惧する批判に対しては、

「農ヲ富スヲ以テ富強ノ本トスルモ、教育ノ位地ヲ進メサレハ之ニ与フルノ富裕ハ却テ弊害ヲ醸スニ近シ、況ンヤ其余裕ノ財ヲ以テ之ヲ輸入品ニ抛チ輸入増進ヲ助クルヤヤ」⁶¹

と述べており、いわゆる四民平等を原則とした維新思想に反する封建的身分制度の觀念が地租米納論の根底に残存していることを示している。もっとも、米価騰貴によって利益を受ける者は、全国人口の四〇%を占める農民人口の全部ではなく、その中の半数の大農夫であることは認識しているのである。

紙幣価値下落をインフレの原因とする議論に対しては、「財政意見書」の筆者は、「金銀塊及真価アル者ヲ政府ニ有スル」ことが紙幣価値安定の根本であると回答している。すなわち、

「地租改正已前ニ在テハ政府尙千万石余ノ米穀ヲ所有スルニアリ暗ニ紙幣抵当タルカ如クナリシニ、改正後ハ政府ノ收入スル所皆此紙幣ニシテ真価アル米穀ノ一粒ヲ有セサルニ至リ、自ラ抵当ヲ失シタルノ形トナリ今日ノ勢ヲ助ケタリ」⁶²

と、地租金納が紙幣価値下落の一因となっていると説き、したがって、

「米納ノ幾分ヲ復スルハ即チ紙幣ノ抵当ヲ備フルモノト見做スモ亦不可ナカルヘシ」⁶³

と考え、地租米納制は紙幣の価値を保証する物件を確保する要因であると信じていることを明らかにしている。

しかし、この見解は地租改正以前の現石納時代においても政府によって発行された金札の価値が必ずしも安定していなかった事実を看過しているものといえよう。

物価騰貴を抑制する政策として地租米納制の実施を主張するものとして、さらに「大隈文書」の中に保存されている「論説」と題する資料をあげることができる。これは大蔵省野紙が使用されているが、その筆者は明らかでない。この資料作成年月は、その中に横浜正金銀行の業務について、あるいは明治十二年の米作豊饒のことについて述べている点から、明治十三年三月以降に書かれたものであることが推定できる。

この「論説」もまた、「財政意見書」と同様に、

「現今我カ国財政ノ尤モ困難ナルハ固ヨリ種々ノ支流アリト雖トモ、其本源ヲ尋ヌレハ輸出ノ輸入ニ及ハサルヨリ真貨ノ払底トナリ、此払底ナルヨリ通貨ト非常ノ差格ヲ生シ、終ニ物価ノ沸騰トナレリ」⁶⁵

として、貿易収支の不均衡を是正し物価騰貴を制御するためには、地租の四分の一を現穀をもって収納すべきであることを主張するのである。

地租の一部を現穀納にする論拠については、

「改正価格ヨリ低下ナルトキハ二分ノ一ハ現穀ヲ公納セシムルノ法律アリ、之ニ対シテ改正価格ヨリ高騰ナルモ四分ノ一ヲ徴収スルニ何ソ其不可ヲ論スルヲ得ンヤ」⁶⁶

と、岩倉具視と同じ趣旨の意見を述べているが、これは地租金納制の不利益を唱える農民の要請に答えて、明治十年十一月二十二日に制定された田租半額の代米納制を援用し、地租負担の公平性を維持するには、地租金納制による利益を減殺するために、地租四分の一の代米納制を実施することに何ら不合理な点はないことを主張しよ

うとしていたのである。しかし、この主張は、明治十年の地租代米納制は農民の利益を保護することを目的とし、代米納を農民の選択に任せる制度であったのに対し、インフレ対策としての地租米納制は農民の利益を削減し、しかも現穀納付を強制する制度である点に相違のあることを考慮していないものである。地租の一部を米納とする点においては両者が同じ納税方式のように見えるが、その本質は全く異なるものであることを知らねばならない。「論説」の筆者は、この地租現穀納制によって、米一八七万五千石麦一二万五千石を領収することができる」と推計し、

「領収セシ米麦ハ直チニ之ヲ発売セスシテ各地方ニ保蓄セハ、所謂倉廩充実、天下復米価沸騰ノ憂ナカルヘシ、若シ沸騰ノ色アルトキハ倉廩ヲ啓テ之ヲ糶売シ、所謂常平ノ実ヲ挙行スルヲ得ヘキナリ、夫レ此ノ如ク倉廩充実スレハ米価沸騰スルナク、日常ノ諸品モ随テ低廉ナラサルヲ得ス」⁴⁰

と、約三〇〇万石の米麦を保有することによって政府は米価調整を行なうことができると考えているのである。

しかも、岩倉具視の意見と同じく封建的観念にもとづいて、農民層における米食慣習の浸漫が米穀供給の減少、米価騰貴の原因であると述べ、農民が雑穀併食の旧慣に復帰するような状態を造出することが米価調節の効果を増進する条件であると主張するのである。すなわち、

「農民ニ於テハ既ニ其所穫ノ米麦ヲ官廩ニ貢納セシニ由リ、些少ノ食米ヲ減シ、之ニ代フルニ他ノ雑穀ヲ以テシ幾分カ旧慣ニ復スルヲ得テ、終ニ巨多ノ残糧ヲ生スルニ至ラン、果シテ此ノ如キハ翌年予メ秋穫ノ景況ヲ熟察スルノ後、之ヲ海外ニ発売スルヲ得ヘキナリ」⁴¹

地租米納制によって政府保有米を確保し、米価調整の手段に利用することができるのみならず、米穀の国内消

費量を削減して、その輸出機会を造出し貿易収支を改善することも可能となるであろうという論説である。このような主張は、全国反別二五〇万町歩、その収穫高三、〇〇〇万石の内わずか三〇〇万石の現穀を収納することによって、果して米価調節の権能を政府に掌握することができるのかの点については、きわめて楽観的な議論であり、また農民の米食慣習を非難する点は反維新的な思想といわねばならない。

地租米納論の主張者といわれる参議大木喬任・黒田清隆の建議については、いまだその原本を見る機会を得ないので、「明治天皇紀」に抄録されているものによらねばならない。それらの内容は前述の岩倉具視の地租修正論、「大隈文書」中の「財政意見書」「論説」と大差あるものではない。

大木喬任は明治十三年五月の大隈重信による正金通用制度樹立のための外債募集案に反対して、物価騰貴抑制のためには地租米納制に復することが必要であると主張した。大木は米価騰貴が諸物価を引き上げる根源となっていると考える。したがって、地租の全部あるいは止むを得ない場合には地租の二分の一を米納とし、それによって政府が米価調節の権能を掌握して米価の平準をはかれば、諸物価を制肘することとなり、ひいては輸入抑制の効果をもたらさずであろうと主張するのである。¹⁰⁾

また黒田清隆の意見は、さきにあげた「財政意見書」と同じく、財政困難の原因は輸出入の不平均にあるとする立場をとっている。そして、輸入の増進は米価騰貴により独り暴富を得ている農民の外国製品に対する旺盛な需要に由来するところであり、さらに農民層の米食量増大が米価騰貴、輸入増大を助長している。これらの弊害は地租金納制によって米穀供給の権利が農民に占有されていることから生じているのである。したがって、この弊害を除去しようとすれば、地租の幾分を米納とし、政府において米価調節策を実施することが必要であると主

明治インフレーションと地租米納論

張するのである。²⁰⁾

以上見てきた地租米納論者が主張するように、明治十年代前半のインフレーションが、果して地租金納制に帰するのであるのか。米納論者の論旨を見ると、物価問題を実物面から接近しようとしている点に特色があるとはいえ、貨幣面からの問題として把握する点において不徹底であるという批判を避けられないものであり、また、きわめて偏倚な身分制度意識にもとづく政策論の印象を与えるものであることが知られる。すなわち、米価騰貴によって地租納付者が享受する利益を不公平なものであることを強調する立場は、士族・商工業者の側のものであり、地租改正問題が論議された際の納税公平性の原理を偽装したものといわねばならない主張である。

- (1) 「明治天皇紀」第五、一六二頁
- (2) 「大隈文書」A一六（早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、四五五―一六二頁）
- (3) 「岩倉公実記」下巻、六三三―三四頁
- (4)―(6) 同右、六三三―三五頁
- (7)―(14) 「大隈文書」A一四四〇
- (15)―(18) 同右、A一九三六
- (19)―(20) 「明治天皇紀」第五、一六二―四頁

二

明治十三年八月に物価騰貴の原因は地租金納制にあり、したがって、インフレ抑制策として地租の一部を米納

とする制度を採用すべきであるという建議が大臣・参議等によって提出されたが、この地租金納制度は明治六年七月二十八日公布の地租改正条例によって確定されたものである。従来の地租米納制度の弊害を説き、その改革の必要性についての論説は明治二年の頃から見られるようになったが、明治初期の地租改正論に関する基本的な資料の一つとされているものは、神田孝平による明治三年六月の「田租改革建議」^①である。彼はその建議において、次のように説いている。すなわち、地租米納制度が検地・検見・石盛の点において課税基準が不明確であり、貢米輸送の減耗が少なからずあり、また現穀を現金化する過程において歳入予算を確定することが不可能である等の弊害をとまうものである上に、特にこのような徴税制度は納税者に対してきわめて不公平なものとなっていた。これらの弊害を排除するために、地価を定めて地租の課税基準を明確にし、課税率を確定して金納制を実施し、納税の公平性を実現しなければならないとしたのである。

地租改正についての明治四年五月晦日の民部省稟議書に、

「税法ノ平均ナルヲ尚フハ固ト論ヲ待タスト雖トモ、本邦ノ財賦ハ独リ農民ノ負担スル所ト為リ、士及ヒ商工ノ如キハ分毫モ租税ヲ納ル無ク、而シテ政府ノ保護ヲ受ク。是レ同一人民ニシテ其ノ労苦ノ懸隔スル斯ノ如ク夫レ甚シキニ至ランム。宜ク当サニ大ニ旧制ヲ釐革シ、重ヲ減シ軽ヲ増シ以テ天下ノ民産ヲシテ平均ヲ得セシムヘキナリ」^②

とあるように、地租改正論は封建的身分制度撤廃という維新思想を根基としており、いわゆる四民平等の原理にもとづき租税負担の公平性の実現を強調するものである。

地租を金納制あるいは石代納制にした結果、米価下落の場合納税者の負担は重加されることになる。明治八・

九年の豊作によって米価下落し、そのために課税基準地価の改正、あるいは石代相場の更正を要求する農民騒擾が激しくなった。その対策として、地租の一部を米納にし、米価調節をはかるべきことが考慮されるに至った。明治十年四月十三日付の大蔵省租税局による太政官への伺案には、地租代米納の趣旨について次のように述べられている。

「地租ハ当分民ノ情願ニ任セ該年田租納額ノ五歩通迄ハ従前貢納石代相場ノ方法ヲ用ヒ、該年ノ相場ヲ以テ金ニ換ルニ米ヲ以テスルノ事ヲ許シ、其納入セシ米額ハ当省ノ都合ヲ以テ回漕又は売却スル等、其時々便宜所分ノ儀御許可相成度、然ルニ於テハ漸次金融ノ便利ヲ開キ米価平準ノ權衡ヲ得ルニ至リ自ラ金納ノ便ヲ知ルニ可至儀ト奉存候⁽³⁾」

米価低落の場合地租金納が農民に与える不利益を救済するために、明治十年十一月二十二日政府は太政官布告第八十号をもって、

「地租金ノ内田方ニ限り当分人民ノ情願ニ任セ半額其府県ノ地租改正ニ用ヒタル相場ヲ以テ代米納差許候事⁽⁴⁾」と定めた。すなわち地租の半額は金納の代りに米穀納が認められたのである。この制度は明治二十二年九月二十八日まで廢止されることがなかった。また地租代米納の変型として、同年十一月二十九日に、大蔵省達乙第三十九号によって預り米の制度が定められた⁽⁵⁾。これも地租改正の際地価算定に用いた米価に比し時価が下落した時に限り、地租第三納期以後納付すべき金額の半額までを納付金抵当としての代米を政府において預り米として保管し、米価騰貴の時期に抵当米を売却して金納を実行せしめる制度であって、地租納付者の負担の軽減をはかる便法であつた。

これらの措置によって、地租の一部は金納の代りに現米をもって納付するという制度が、明治十年以降採用されてきた。納税の公平性の原則にしたがへば、地租金納制の修正も必要であることが認められていたのである。この観念にもとづき、明治十三年の米価暴騰に際し、地租金納制の下では地租納付者のみが利益を享けるかのよくな状態になったことを、納税の公平性に反するものと見る主張がなされるに至ったと思われるのである。明治十三年の地租米納論は地租の一部を米納とすることによって、米価騰貴から生じる地租納付者の利益を削減する一方、収納米を政府管理の下において米価調節の手段に利用し、インフレを抑制することができるという意見である。しかし、この議論は納税公平性の原理を曲弁しているものといえることができよう。地租負担者が果して不当な利益を得ているのであろうか。その過剰利益といわれるものは名目的なものではなからうか。また地租の一部米納制がインフレ抑制の効果をもつであらうか疑わざるを得ない問題である。

明治初年以來地租収納額は經常歳入の七〇〜八〇%を占めていた。明治十二年度の地租収入は四、一八八万円余であつて、經常歳入五、七七一万円余の約七二%を占めており、十三年度も地租収入は四、二三八万円余であつて、經常歳入五、八〇三万円余の約七三%に当るものである。財政収入の大部分を占めるものは農民負担の地租であつて、士商工階層の負担する部分はきわめて些少であつたことが知られる。したがつて、地租米納論者の目指すところは、財政収入の主要財源である地租を米穀納とすることによつて、歳入を増加し財政困難を救う手段とする点にあり、またその主張の根底には地租負担者の消費需要を低位に抑制しようとする意識が潜在していたといえよう。

さらに地租米納論者がいうように、米価騰貴が果して農民に暴富を収得せしめるの原因となつていたのであ

明治インフレーションと地租米納論

うか。玄米一石の東京相場は明治十年平均五円一五、十一年六円二〇であり、十三年は一〇円一三である、十一年の平均に対して七八%余の騰貴である。地租米納論のあげている米価は紙幣価格であり、これによって農民の享受する利益がきわめて過大であることを指摘する数値としている。しかし、十三年平均一円四七七となっている洋銀相場によって米価を換算すれば六円八五であり、地租改正の標準米価に対比して、地租米納論者が主張するような多額の利益をもたらすほどの騰貴ではないことが知られる。⁶⁾「貨幣制度調査会」作成の「米価騰貴ヨリ生スル地租負担軽減割合表」も米価を銀相場に換算して、十二年の全国平均米価五円七八、十三年のそれは六円二八とし、総収穫に対する地租の割合は地租改正の標準が一四、九%であるのに対し、十二年には一〇、八%、十三年には一〇%に減少しているにすぎないことを示しているのである。⁷⁾農民に過剰利潤をもたらすものとされる米価騰貴の原因を追究する点において米納論者は不十分であることが知られる。

さらに、地租の四分の一を米穀納としても年平均米穀生産量三、二〇〇万石余の内約二一七万石を収納し得るにすぎない。この米穀生産量の十分の一以下の数量を以て、米価調節の効果を達成し得ると主張する地租米納論者の論拠は楽観的なものである。むしろ、財政困難の原因が貿易収支の赤字にあると考える地租米納論者は、このようにして収納した米穀を政府の管理下で輸出し、正貨獲得の手段に利用しようとする点に目的があったと思われるのである。大蔵省理財局編纂の「明治年間米価調節沿革史」にも、明治十年に着手した米穀輸出について、

「政府ノ米穀海外輸出ハ米価調節ノ目的ト共ニ常ニ海外ニ正貨ヲ獲得セントスルノ目的ヲ有セシモノ」⁸⁾
であったと述べている。

明治十三年五月に大隈重信が提議した外債募集案は、国際収支における貿易収支の支払超過を資本取引の受取超過をもって均衡ならしめ、銀相場の急騰を鎮静しようとする為替調整策であった。また八月に岩倉・大木・黒田らの政府首脳者が提唱した地租米納論は、米穀の流通経路を修正して、諸物価の基準と考えられる米価を調節することをもって、実物面からの物価安定をはかるうとする物価対策であった。外債募集案も地租米納案も当時の物価問題に対する緊急政策として、物価騰貴の原因と見られるもの一つを除去することを目指す急就的方法を提示したものであった。しかし、そのいずれの方策も採用されるに至らなかった。前者は外債に依存する点で不可とされ、後者は米納制回復にともなう社会的不穩の発生が危惧される点で否決された。そして、外債を不可とする六月三日の勅諭に「勤儉ヲ本トシテ經濟ノ方法ヲ定メ⁹⁰」とあり、また地租米納制を不可とする九月十八日の勅諭に「經費上痛ク節減ヲ加ヘ⁹¹」とあるように、財政・經濟の困窮を救う基本は、勤儉・財政節約にあることが明示されたのである。

インフレ対策としての外債募集案が否決された後、會計部主管參議大隈重信・伊藤博文・寺島宗則及び大藏卿佐野常民が財政取調べを命ぜられた。彼らが回答した財政整理方策は各官庁經費三〇〇万円を削減して紙幣消却原資金とする案であった。この原案は大修正を受けわずかに五〇万円の經費を削減するに了わったが、これによって、不換紙幣インフレーションの対策としては正統派方針ともいえるべき財政緊縮・紙幣消却を目指す通貨政策が遂行されることになったのである。

地租米納制復活案が否決された後、大隈・伊藤によって、さらにきびしい緊縮財政案が作成された。すなわち「財政革新ノ議」である。この建議は酒類税、烟草税の増徴によって四〇〇万円の歳入増加を得、地方税増徴に

よって地方交付金二〇九万円を節約し、さらに政府部門の対外支払一六三万円を節減し、また行政整理によって一五〇万円の経費を節減する等、租税増徴と歳出削減によって紙幣消却を推進すべきことを主張するものである。⁴⁰ この国民的勤儉節約を基本理念とするインフレ対策はその後着々と実施に移され、明治十四年十月以後の松方正義による通貨収縮・準備金蓄積・兌換制度確立を目標とするデフレ政策へ展開する基盤となったのである。

- (1) 「地租関係書類彙纂」(一)〔明治前期財政経済史料集成〕第七卷、三〇二―三三頁〕
- (2) 同右、(二)〔前掲書、三〇六頁〕
- (3) 「大隈文書」A一九一四、(A一九一五、一九一六も同文のものである)
- (4) 「明治財政史」第四卷、四六〇頁
- (5) 同右、四七一頁
- (6) 「紙幣整理始末」〔史料集成〕第十一卷ノ一、二〇五―六頁〕
- (7) 「貨幣制度調査会報告」二五六―七頁
- (8) 「明治年間米価調節沿革史」七四頁
- (9) 「明治天皇紀」第五、七四―五頁、「岩倉公実記」下巻、六二八―九頁
- (10) 「明治天皇紀」第五、一八〇―一頁、「伊藤博文伝」中巻、一八〇頁
- (11) 「大隈文書」A二六〔早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、四五五―六二頁〕